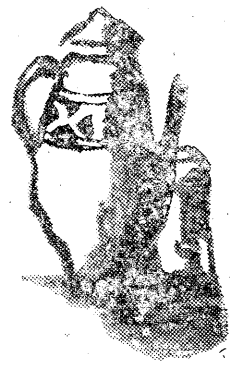


# 幼稚園教育の

## 義務制と幼年教育



山下俊郎

一

幼児保育のしごとにたずさわって来た人々、またおよそ幼児というものに心から関心を持っている人々、こういった人々は、幼児保育という営みが、子どもの将来にとってひじょうに大きな幸をもたらすものであることを信じて疑わない。この信念は近代における幼児保育の創始者であるフレイベル、オウエン、オーベルリンという先覚者達も、ひとしく持っていたのであって、この信念が幼児の保育を新しい近代的な施設として創始させ、また発展させたのであった。そして、これら先覚者達の信念は現代の幼児保育者の思いとなって、今日にまで貫かれていっているといえていいであろう。

このような幼児保育に対する思いは、保育者が自分の身のまわりに在る幼児達の上に新たな眼をそそぐとき、二つのことを思わせる。その一つは、眼の前にいる幼児達をいやが上にも幸ならしめるために、自らの保育の技術に対する反省をし、これを前進させるための研究をし、これに精進を重ねるといふことである。そして、その二は、自分の眼の前にいる幼児達の幸せな姿を見るにつけて、このような幸せな幼児保育の恩恵に浴することのできない数多くの幼児が、自分の身のまわりにもたくさん居り、また自分の眼に直接ふれない日本全国には、たくさんいるということ、そしてその幼児保育の恩恵に浴することのできない幼児達の上に、何とかして保育の恩恵を及ぼすようにしたいという考えであ

る。そして、この二つの考えは、現在わたくし達のまわりで活潑に動きつつある考えである。

## 二

ここでは今あげた第二の問題について考えてみよう。幼児保育の施設として、現在幼稚園と保育所という二様の施設があることは、わが国の現実である。この二様の施設は、その出発点において、学校教育法と児童福祉法という相異る法的根拠に立って居り、またその発生の歴史的事情からいっても、全く相異なる発生理由の上に立っている。しかし、現実においては、その大部分は、全く同じ年齢層の幼児が、片方は幼稚園に、片方は保育所に、という風にわけられている。またその保育の実際においては、現実の保育の姿には、それほど差異の認められないものが多い。理念的、また法的根拠は別なものであっても、現実の姿においては両施設に差異のないのが現状であるといっている。そして、それだからこそ、両種の施設が一元化さるべきであるとの考え方が幼児保育関係者の間に圧倒的に支持されている。この点についてわたくし達は日本保育学会の共同研究において、ひろく関係者の意見調査を行って、このことを明かにした。

(日本保育学会第四回大会、共同研究報告、「幼児の教育」昭和二十六年九月号所載)

しかし、現在の段階においては、このように両施設を一元化するということは、到底これを望むことができない。そして両種の施設を以てしても、全国の該当年齢の幼児数と保育施設に通って保育の恩恵に浴している幼児の数とをくらべてみると、保育施設に通っている幼児の割合はきわめて小さい。就学前一年という年齢をとってみても全国的にいえば、保育施設に通っている幼児のパーセンテージは、これを多く見ても精々全幼児の三〇%から四〇%の間であろう。

このことを考えると、わたくし達は保育の恩恵を、全国の幼児にあまねくかきわたらせるために、この現実と理想との間に、いくつかの段階を考えて、理想の実現に進むことが必要であると思う。この段階について、わたくしは少なくとも三つの段階を考えなければならぬと思う。

## 三

この保育の恩恵を、あまねく行きわたらせるという考え方を實現して行くための第一段階は、幼稚園は幼稚園として保育所は保育所として、それぞれの施設をでき得るかぎり増設し普及することである。現在はこの段階の努力はそれだけの関係者の間で進められている。この数年の間における幼稚園の普及も、保育所の普及もめざましいものがあること

は、文部省および厚生省の統計を見れば明かである。

ただし、この場合、両種の施設における保育の目標や技術においては、少なくとも同じ方向をめざすことが必要である。両施設とも幼児のより大きい幸せを目ざすことは、おんなじであるべきである。幼児はひとしくわたくし達の、日本の幼児なのである。保育所では、いわゆる保育に欠ける児童を対象としているといつても、保育の目標は同じ方向をめざすべきであり、ひとしく教育的であるべきである。現実の問題として保育に欠ける幼児と、そうでない幼児とを保育する技術はいくぶん違うべきであろう。しかし、それはどこまでも量的な違いであつて、質的な違いであつてはならないのである。

この方向の根本がしっかりとかためられているならば、現段階においては、幼稚園にしても、保育所にしても、その各々の線において、増設普及するということが、最も急を要する問題であると、わたくしは考える。施設を増設することが、幼児保育を普及する手段だからである。

#### 四

幼児保育を普及するための第二段階は、全幼児を保育施設に収容する法的根拠を作ることである。わたくし達がさきに行つた保育施設一元化問題についての意見調査の場合には、一元化の方向に二つの考え方があつた。数からいえば、幼稚園へ一元化しようとする意見の人が多かつたのであるが、保育所へ一元化すべきであるという意見の人もあつた。わたくしは、幼児の教育という立場から、幼稚園に一元化すべきであると考え。そして、幼稚園に一元化するためには、幼児教育を義務教育にすることが最も望ましいと考えるものである。そして、幼稚園教育の義務制という考えはいまここにわたくしが新しく持ち出したわけではないことは、読者の御存じの通りである。すでに太平洋戦争以前に、全国幼稚園大会、保育大会、各地の保育会ないしは保育連合会で度々議せられたことであり、文部省に対してこれらの団体から建議案が数次にわたつて出されたことを記憶している。

幼稚園教育が義務制になれば、全国のすべての幼児が幼児保育の恩恵に浴することになる。幼稚園教育の義務制化こそ、日本全国の幼児に幸せをもたらす法的根拠を与えるものであるといえよう。

#### 五

このようなわけで、わたくし達は幼稚園教育の義務制が最も理想的な方法だと考えるのであるが、終戦後わが国の教育制度が根本的に改革され、いろいろの変化があつたけれども、一足とびに幼稚園教育の義務制化へすすむということは、現実においてその実現がひじょうに難しい。そして、現行の学校教育法の建前からいうと、三才を以て就國の年齢としてあるから、義務制にするとなれば、義務教育年齢を三年ひき下げることになる。これは実状からいってひじょうに難しいことである。また、四才から幼稚園年齢とすべきであるという考え方もある。

そこで、むしろ四才から義務教育の年齢にすべきであるという考え方が出てくる。しかし、これも現実の問題としてはそう容易なことでない。最初の目標はそこに置くとしても、義務制の実現をすすめて行くには、まず最初は就学前一年を義務制にした方が実現の可能性が高い。そこで、まず義務制への第一段階としては、就学前一年を義務制にする運動を進めようという考え方が生まれ、その運動が行われようとしたことがある。昭和二十六年の秋、日教組主催で日光に開かれた全国教育研究大会の幼児教育部会で、わたくしも参加して行われた決議がこれである。

およそ、すべてのことは漸進的に行われなければ実現の可能性が薄い。就学前一年から義務制を進めようというのはこの考えからである。一昨年度省が幼稚園教育普及のため、就学前一年の幼児をなるべく優先的に入園させるようにという方向をとつたのも、これと同じ考え方であると思う。わたくしは、まず就学前一年を義務制とすることができたら、その次に二年を義務制にするという段階に進むのが順当であると思う。

しかし、いずれにしても幼稚園を義務教育にするということは、幼児保育者のひとしく目指し、その実現を計るべき問題であると思う。これ以外には、徹底的に幼児保育を普及する道はないからである。

## 六

就学前二年を義務教育にすることができたら、そこではじめて第三段階として、幼年教育の実現が目指さるべきである。この問題は普及した幼児教育をよりよい教育にするための方法だからである。いわば教育方法論に見た理想の方法として考えられるものだからである。現行の就学前二年と小学校の一、二年をまとめて一つの教育体系とすることは、心理学的に見て最も望ましい姿である。この事については、日本保育学会第一回大会におけるシンポジウム「保育年齢の問題」に於て論ぜられた（「幼児の教育」昭和二十四年二月号）。また、現行の学校教育法の生みの親として幼稚園教

育のためにひじょうに骨折られた当時の文部省の初等教育課長の坂元彦太郎氏（現岡山大学教育学部長）も、幼年教育をいつかは実現したい理想としてよく語られていた。わたくしもまた幼年教育という体系は、心理学的に見て最も望ましい姿であると思う。その実現を計りたいと切望してやまない。

しかし、現実の問題としては、一足とびに幼年教育という体系を實現しようとすることはひじょうに難しいと思う。今までに述べて来たように、第三の段階として努力すべき問題であるというのがわたくしの考えである。

しかし、このことは現実の教育体系の中で、幼稚園教育と小学校一、二年の教育とを一系統として考えて、よりよい教育をするという方向の努力を否定するものではない。このことは大いに力めなければならない。しかし、制度化するのはどこまでも第三段階にすべきである。幼児教育の普及が何よりも先決問題だからである。

## 第七回 日本保育学会大会——予告——

時 日 昭和廿九年五月三十日（日曜日）午前九時より午後四時まで

場 所 神戸市 山手女子短期大学 開催予定

詳細は頌栄短期大学内準備委員会宛照会のこと